

平成30年第4回岐阜県議会定例会

条例その他議案

関係資料

平成30年9月21日

# 目 次

議第104号、議第116号関係	1
議第107号～議第109号関係	3
議第110号関係	5
議第111号関係	6
議第115号関係	7

## 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について 県の行う土地改良事業に対する市町村の負担金の変更について

農政部農地整備課

- 1 被災した一定の農業用施設等の復旧を行う「特定農業用施設等災害復旧事業」に係る分担金の額を、事業費から国庫補助金の額を除いた額の100分の50とする。

### ○条例改正の背景

- ・ 7月に発生した豪雨により、約1000の農業用施設等（※）が被災し、被害額は約32億円に上る。
  - ※ かんがい排水施設、農業用道路、災害防止施設及び農地
- ・ 被害が甚大であり、市町村の対応能力にも限界があることから、一定規模以上の災害復旧事業は県が直接実施する。

### ○条例改正の概要

- ・ 復旧に高度な技術を要する一定規模以上の農業用施設等を対象として県が復旧事業を実施する制度を創設
- ・ 当該制度の創設に伴い、受益者から徴収する分担金の額を定めるもの  
<分担金の額>
  - ・ 分担金の額は、事業費から国庫補助金の額（※）を除いた額の100分の50
    - ※ 国庫補助金の額は、施設の種類等に応じ事業費の100分の50以上（被害が甚大と認められる場合は、100分の90以上となることもある。）
  - ・ 分担割合は、他の土地改良事業の分担割合を参考に設定

### ○条例の施行期日

公布の日

### ○市町村の負担金

- ・ 受益者から徴収する分担金の全部又は一部は、施設の所在する市町村から負担金として徴収することができ、議会の議決を経て定めるものとされている。
- ・ 当該事業に係る関係市町村の負担率（事業費の100分の25以内）を定めるもの。

### ○その他

- ・ 施行後から本制度による災害復旧事業を開始予定（実施予定3箇所）

## 2 農地中間管理機構（※）による農地の集積・集約化を促進するため県が行う土地改良事業について、農地の所有者等が農地を目的外の用途に供した場合等に、特別徴収金を徴収する。

※農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、所有者から借り受けた農地をまとまりのある形で利用できるよう集約化して貸し付ける事業を行う法人（岐阜県農畜産公社）

### ○条例改正の背景

- ・農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、土地改良が十分に行われていない農地は、担い手が借り受けられない恐れがある。
- ・これまでは、農地の所有者等に土地改良に係る費用負担（分担金）を求めていたが、機構に貸付けを行っている農地の所有者等については費用負担を求めることが困難な場合が多い。
- ・結果として、農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があることから、土地改良法の改正により、所有者の費用負担等を不要とする新制度が創設された。

### ○条例改正の概要

- ・新制度の実施に係る農地の転用防止措置として、所有者等が土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に農地を供した場合等は、都道府県は条例で定めるところにより特別徴収金を徴収することができることとされたため、特別徴収金について定めるもの

### ○条例の施行期日

公布の日

### ○その他

- ・平成31年度に2地区の基盤整備事業を本制度により実施予定
- ・事業負担割合【国：県：市町村：所有者＝62.5%：27.5%：10%：0%】

## 岐阜県美術館改修工事の請負契約について

環境生活部県民文化局文化伝承課

### ○ 工事の全体計画（概要）

#### （1）事業目的

開館35年が経過した岐阜県美術館を平成30年11月4日から平成31年11月2日まで1年間休館して、老朽化した空調設備、電気設備、給排水衛生設備等の改修工事を実施するとともに、南門の改修、トイレ等のユニバーサル対応、利用者の安全性向上等のリニューアル工事を実施する。

#### （2）建物概要

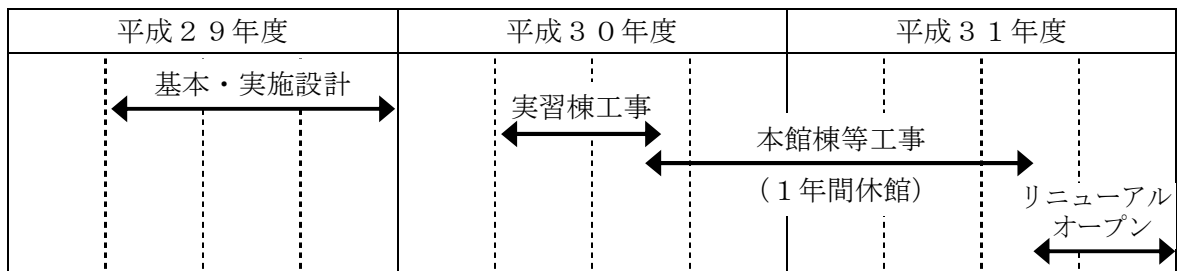
本館棟：鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建、延べ面積8,345.05㎡  
 実習棟：鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積431.53㎡

#### （3）本体工事発注状況

工事区分	契約相手	契約金額	工期
本館棟等工事(建築)	大日本・TSUCHIYA J V	615,600,000円	本契約日～H31.10.22
本館棟等工事(電気設備)	安田電暖・高橋 J V	523,182,888円	本契約日～H31.10.22
本館棟工事(空調設備)	大東・ダイワ J V	774,360,000円	本契約日～H31.10.22
本館棟工事(衛生設備)	(株)三愛	244,080,000円	H30.7.11～H31.10.22
実習棟工事	梅田建設(株)	39,447,648円	H30.6.4～H30.11.30
合計		2,196,670,536円	(予算額23億6千万円)

※太枠：議会の議決が必要な工事（5億円以上）

#### （4）全体スケジュール



#### （5）南門改修の完成イメージ図



○ 議案の内容（工事の請負契約を締結するもの）

1 岐阜県美術館改修工事（本館棟等建築） **議第107号関係**

- (1) 契約の目的 岐阜県美術館改修工事（本館棟等建築）
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 615,600,000円（予定価格 627,247,800円）
- (4) 契約の相手方 大日本・TSUCHIYA特定建設工事共同企業体  
〔〈代表〉大日本土木株式会社（岐阜市宇佐南1丁目3番11号）  
TSUCHIYA株式会社（大垣市神田町2丁目55番地）〕
- (5) 工事の場所 岐阜市宇佐地内
- (6) 工事の概要 本館棟改修工事 一式  
外構改修工事 一式
- (7) 工 期 平成31年10月22日まで

2 岐阜県美術館改修工事（本館棟等電気設備） **議第108号関係**

- (1) 契約の目的 岐阜県美術館改修工事（本館棟等電気設備）
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 523,182,888円（予定価格 581,314,320円）
- (4) 契約の相手方 安田電暖・高橋特定建設工事共同企業体  
〔〈代表〉安田電機暖房株式会社（岐阜市吉野町3丁目8番地）  
高橋電気工業株式会社（岐阜市中西郷398番地）〕
- (5) 工事の場所 岐阜市宇佐地内
- (6) 工事の概要 電気設備工事 一式
- (7) 工 期 平成31年10月22日まで

3 岐阜県美術館改修工事（本館棟空調設備） **議第109号関係**

- (1) 契約の目的 岐阜県美術館改修工事（本館棟空調設備）
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 774,360,000円（予定価格 782,753,760円）
- (4) 契約の相手方 大東・ダイワ特定建設工事共同企業体  
〔〈代表〉大東株式会社（岐阜市六条南3丁目14番1号）  
株式会社ダイワテクノ（岐阜市則武東2丁目18番38号）〕
- (5) 工事の場所 岐阜市宇佐地内
- (6) 工事の概要 空気調和設備工事 一式
- (7) 工 期 平成31年10月22日まで

## 福島第1トンネル工事の請負契約について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共 防災・安全交付金事業 (仮称) 福島第1トンネル工事

工事場所：大野郡白川村<sup>ふくしま</sup>福島 地内

工事概要：一般国道156号は、岐阜市から富山県に至る幹線道路であり、飛騨西部を南北に縦断して地域間を相互に結び、地域の産業経済の発展を担うとともに、第1次緊急輸送道路にも指定されている重要な路線である。また、世界遺産「白川郷合掌造り集落」への観光資源関連道路でもある。

(仮称) 福島第1トンネルは、現道トンネルの視距や線形不良、幅員狭小、高さ制限の解消を図り安全で円滑な交通を確保するために、早期に整備を行う必要がある。

工事内容：トンネル工事 (トンネル全体延長176m)  
 施工延長 176m (内トンネル176m)  
 道路幅員 6.5(7.5)m  
 内空断面積 52.12㎡  
 工 法 NATM

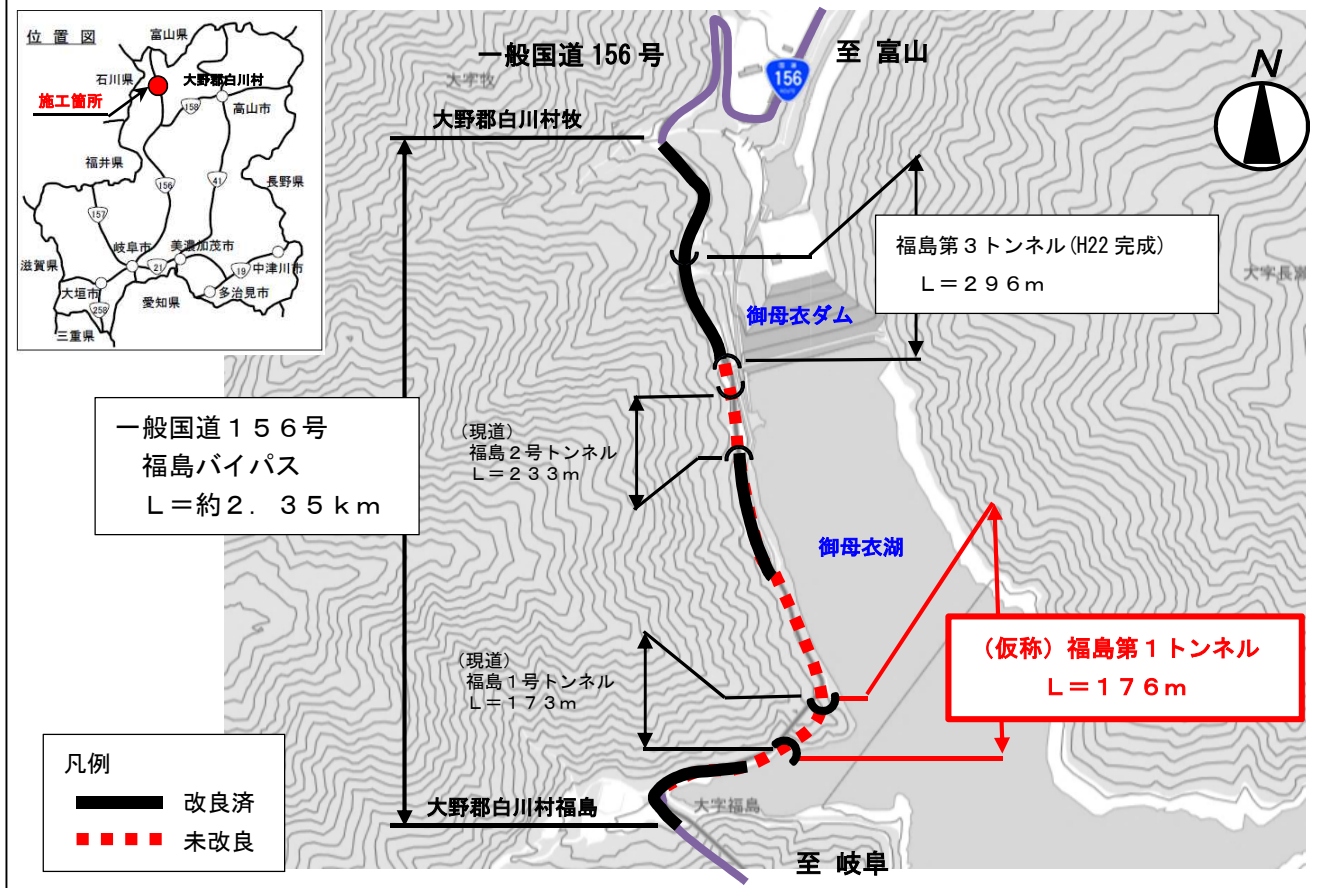
工 期：契約日より平成34年3月20日限り (約42ヶ月)

予定価格：931,024,800円 (税込)

契約金額：928,800,000円 (税込)

契約の相手方：T S U C H I Y A ・ 岐 建 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体

## 位 置 図



## めいほうトンネル第2期工事の請負契約について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共 防災・安全交付金事業 (仮称)めいほうトンネル第2期工事

工事場所：郡上市<sup>めいほうおがわ</sup>明宝小川～同市<sup>めいほうはたさ</sup>明宝畑佐 地内

工事概要： 主要地方道金山明宝線のうち、郡上市明宝小川～郡上市明宝畑佐間は第2次緊急輸送道路に指定されている重要な路線であり、現道である小川峠<sup>あいろ</sup>の隘路、線形不良区間の解消を行うため、(仮称)めいほうトンネルの整備を進めている。

(仮称)めいほうトンネルは、観光交流や産業振興の推進、災害時に有効に機能するネットワークの確保、雨量規制区間の解消による円滑な交通の確保を目的とし、早期に整備を行う必要のある箇所である。

工事内容：トンネル工事 (トンネル全体延長1,653m)

施工延長 845m (内トンネル803m)

道路幅員 5.5(7.0)m

内空断面積 43.80㎡

工 法 NATM

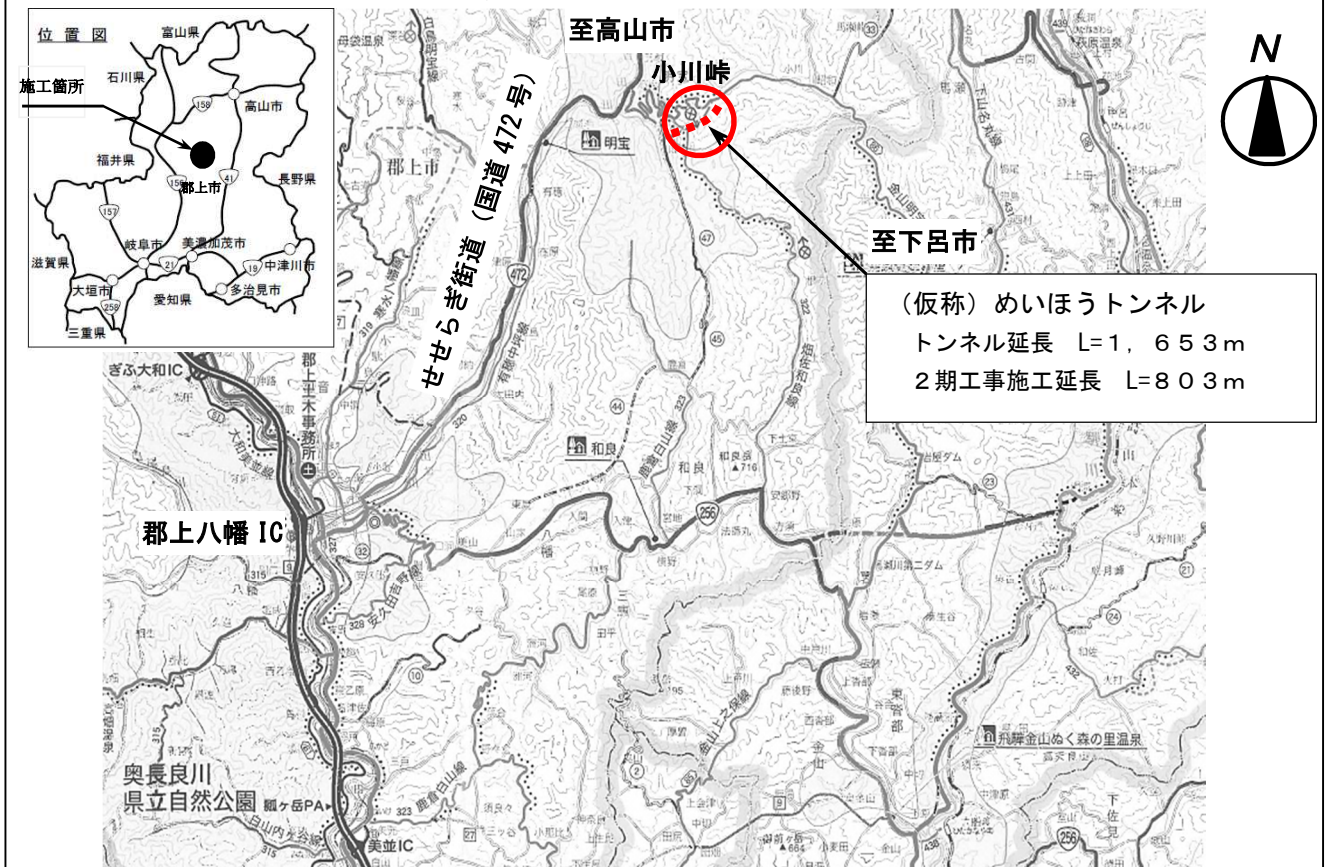
工 期：契約日より平成34年3月20日限り(約42ヶ月)

予定価格：2,172,040,920円(税込)

契約金額：2,080,080,000円(税込)

契約の相手方：市川・岐建・丸高<sup>いちかわ ぎけん まるとか</sup>特定建設工事共同企業体

## 位 置 図





## 和解をすることについて

教育委員会教育管理課

### 1 議案の趣旨

郡上特別支援学校の講師が平成25年5月22日に自死したことについて、死亡した職員の両親から、自死の原因は、過重な業務や上司の理不尽な叱責などにあるとして、県に対し約9,600万円の損害賠償金と遅延損害金の支払を求める調停の申立てがあった。

調停での期日経過を踏まえ、平成30年8月20日に岐阜簡易裁判所から提示された調停条項（案）により和解をするものである。

### 2 事案の経緯

- 平成29年12月28日 弁護士による調査結果の報告及び公表
- 平成30年 1月29日 処分及び再発防止策を発表
- 平成30年 2月21日 両親から岐阜簡易裁判所に調停の申立て
- 平成30年 8月20日 岐阜簡易裁判所から調停条項案の提示

### 3 和解する内容【主なもの】

- (1) 県は、申立人らに対し、本件和解金として8,210万5,262円の支払義務があることを認め、平成30年11月30日までに支払う。
- (2) 県は、県教育委員会において、郡上特別支援学校講師自死事案を風化させることのないよう、国と同じく毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、当該事案を題材とした全教職員を対象とする職場研修や啓発活動を重点的に行う。
- (3) 県は、県立学校において、毎年5月に「郡上特別支援学校講師自死事案に係る調査報告書」を踏まえた職場研修や、職場環境を良好にするための教職員間での意見交換を実施する。
- (4) 県は、申立人らに対し、県教育委員会において、「教職員の働き方改革プラン2018」の各項目の実施をはじめとする教職員の労務管理を着実に実行することを約する。
- (5) 県は、「教職員の働き方改革プラン2018」の実行状況について、申立人らから照会があった際には、誠意をもって回答する。